

令和2年9月15日

各認定訓練施設代表者様

神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る本県の対応について

日ごろより、県政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて本日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議において県対処方針を改定し、業種別ガイドラインによる国が定めた措置の担保及び感染防止の取組の公表を前提に9月19日からイベント開催の制限を緩和することとしました。また、知事メッセージを発出しましたのでお送りします。

引き続き、テレワークや時差出勤など、人との接触機会を減らす取組や、マスクの着用、手洗いやアルコール消毒の実施など、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、県が普及している「感染防止対策取組書」と「LINEコロナお知らせシステム」の掲示の徹底をお願いいたします。

・感染防止対策取組書及びLINEコロナお知らせシステムについて

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0101/>

別添

・知事メッセージ

・新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針(令和2年9月15日改定)

・令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「11月末までの催物の開催制限等について」

問合せ先

産業労働局労働部産業人材課

技能振興グループ 竹内、井上

電話 045（210）5720

知事メッセージ

全国的に、新型コロナウイルスの新規感染者が減少傾向にあると言われている中、国は、去る 11 日に、イベントの開催制限について、さらなる緩和の目安を示しました。

これを受け、県は、県内で開催されるイベントについて、この 19 日から、国と同様の緩和を行います。

これにより、イベントの開催は、人数上限がなくなり、収容定員の 50%以内での実施が可能になります。また、収容人数 1 万人以下の歓声・声援等が想定されないイベントは、5 千人を上限に収容定員の 100%までの実施が可能となります。ただし、業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止対策が担保される場合に緩和されることになりますので、9 月 19 日に一斉にイベントが解除される訳ではありません。個別のイベントの状況につきましては、別途お知らせしてまいります。

本県の感染状況は、入院患者数が横ばいで推移し、重症患者数は増加するなど、警戒が必要な状況が続いている。感染拡大注意を促す神奈川警戒アラートも継続しています。

新型コロナウイルスは身近にあるという意識を強く持って、一人ひとりが感染防止対策を徹底することが必要です。

県民の皆さんには、今一度、次の事項を実践し、徹底して用心していただくことをお願いします。

- ・ 「M・A・S・K（マスク）」を徹底してください。
M：適切なマスク着用、A：アルコール消毒、
S：アクリル板等でしゃへい、K：距離と換気 です。
- ・ 大人数での宴会などを避けるとともに、感染防止対策取組書の掲示がない店舗などには行かないでください。
- ・ 店舗や事業者の皆さんには、県の補助金などを活用して、さらなる感染防止対策に取り組んでください。

県では、秋から冬にかけて懸念される季節性インフルエンザの流行に向けた医療提供体制の整備にも取り組んでいます。

引き続き、新型コロナの収束に向け、医療機関や、県民、事業者の皆さんとともに、総力を挙げて取り組んでいきますので、ご協力をお願いします。

令和 2 年 9 月 15 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月 30 日策定
令和2年5月 25 日改定
令和2年6月 18 日改定
令和2年7月 9 日改定
令和2年7月 17 日改定
令和2年7月 29 日改定
令和2年8月 7 日改定
令和2年8月 19 日改定
令和2年9月 15 日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に4月7日に出された緊急事態宣言は5月25日に解除された。県は、感染の拡大防止と社会・経済活動の維持の両立を図るため、同日、国が示した基本的対処方針を踏まえ、当面、次の方針で対応する。

1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況や神奈川警戒アラートの指標の動向については、「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

(2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

(3) イベント自粛の段階的な解除（別紙）

- 9月19日午前0時をもって、別紙「3 緊急事態宣言解除後のイベント開催について」のとおり、自粛の要請を解除する。なお、イベント開催の制限緩和にかかる具体的な条件については、9月11日付け国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。
なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大に向けた対応

ア モニタリングと神奈川警戒アラートの発出

- 県は感染拡大に備え、（別紙）「1 モニタリング指標」に基づきモニタリングを行い、患者の増加傾向等の推移を踏まえて感染状況のステージを総合的に判断する。
- ステージの状況に応じて、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示した「講すべき施策の提案」を踏まえ、必要な対応を検討する。
- 県は（別紙）「2 神奈川警戒アラート指標」に示す基準に達した場合、神奈川警戒アラートを発出する。
- 神奈川警戒アラートを発出した場合は、県民に「感染防止対策取組書」が掲げられていない場所に行かないことを要請するとともに、事

業者に感染防止対策の再確認や徹底を呼びかける。

イ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 再び、本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、改めて、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

3 サービランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
 - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
 - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
 - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。

- 医療提供体制については、感染状況がステージⅢに移行することが見込まれる段階で、医療機関に対して病床拡大の要請を検討する。
なお、病床拡大を要請した場合は、2週間以内に必要な即応病床数を確保する。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売り上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、暮らし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

- 4月7日制定、5月5日最終改定の「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」は、緊急事態宣言解除に伴い5月25日をもって廃止する。
- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

(別紙)

1 モニタリング指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

	医療体制等の負荷		監視体制	感染の状況			クラスター発生状況
	①病床のひっ迫具合	②療養者数		④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明割合	
	病床全体	うち重症患者用	③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明割合	⑦病院・施設・学校等のクラスター発生状況
ステージⅢの指標	最大確保病床の占有率 20%以上 (388床)	最大確保病床の占有率 20%以上 (40床)	人口10万人当たり全療養者数 15人以上 (1,383人)	10%	15人/10万人/週 以上 (1,383人)	直近一週間が先週一週間より多い。	50% —
ステージIVの指標	最大確保病床の占有率 50%以上 (970床)	最大確保病床の占有率 50%以上 (100床)	人口10万人当たり全療養者数 25人以上 (2,304人)	10%	25人/10万人/週 以上 (2,304人)	直近一週間が先週一週間より多い。	50% —

(ステージは、国が令和2年8月7日付け事務連絡で示したものを表す。)

2 神奈川警戒アラート指標

クラスターによる新規陽性患者数を含めて33人（人口10万人当たり感染者数2.5人（週）に相当する230人の1週平均数）以上となった場合、翌日までには「神奈川警戒アラート」を発出する。

3 緊急事態宣言解除後のイベントの開催について

時期		収容率	人数上限
5月25日 ~	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔	200人
6月19日 ~	屋内	50%以内	1,000人
	屋外	十分な間隔	1,000人
7月10日 ~	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（できれば2m）	5,000人
9月19日 ~（※1）	イベント の類型	歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、 文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等	歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等 ○収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%
		100%以内 (席がない場合 は適切な間隔)	50%（※2）以 内 (席がない場合 は十分な間隔) ○収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上 限でどちらか小さい ほうを限度(両方の条 件を満たす必要)

※1 「9月19日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」は、イベント主催者及び施設管理者の双方において、「業種別ガイドライン」により、開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するために必要な感染防止措置が担保され、かつ、感染防止対策の取組が公表されている場合に適用し、それ以外の場合は、「7月10日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」を適用する。

※2 ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 今後のイベント開催の制限緩和は、国の動向や県内の感染状況を踏まえて検討する。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。

事務連絡
令和2年9月11日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

11月末までの催物の開催制限等について

令和2年8月24日付け事務連絡により通知したとおり、9月1日以降の催物開催について、9月末までは現在の開催制限を維持することとし、その間においても状況に応じ、目安のあり方を見直す場合があることとされていたが、現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9月19日以降の催物開催については、下記のとおりとするので、留意されたい。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、11月末まで、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、今後一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日から実施する。

なお、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

(1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

① 人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

- 別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 「て」及び別紙4「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」を上限とする
- 別紙3及び別紙4に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、5,000人を上限とすること。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記②のア) 及びイ) における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%すること。

- これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ) のとおり取り扱うこと。

- これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙3及び別紙4）の徹底が行われること。
- 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙2「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示も踏ま

え、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、1) 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、2) 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。具体的には、別紙2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記(2)によることとする。

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア)に該当しない催物は、イ)の収容率の目安を適用する。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもある。具体的には、別紙2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、別紙3及び別紙4に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、令和2年8月24日付け事務連絡1.に示した目安によること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、1) 収容定員が設定されている場合は当該収容定員の50%までの参加人数とすることとし、2) 収容定員が設定されていない場合は十分な人ととの間隔（1m）を要することとする。具体的には別紙

2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記（2）によることとする。

（2）地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人ととの間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対し、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握の徹底を促すこと。

（3）人数上限や収容率の要件の解釈について

- ① 各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（1）（人数上限に係る部分を除く。）に留意すること。
- ② 各都道府県においては、事前相談時その他の必要な場合に、イベント主催者等からの聞き取り等で、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインでの担保状況等を確認すること。
- ③ 本事務連絡で示した人数上限及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることに留意すること。た

だし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

- ④ 各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。特に、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、目安及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者等が都道府県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力するよう促すこと。
- ⑤ 各都道府県においては、地域の感染状況やイベントの態様に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断し、例えば、入退場時や共用部、公共交通機関の三密が避けられない場合、上記1に示した人数上限を下回る範囲で三密の回避可能な人数に制限すること。

2. 催物の開催に関する留意事項

(1) エビデンス等に基づく感染防止策の注意喚起

催物は性質上不特定多数への集団感染リスクが考えられ、医療体制をひっ迫させる可能性がある。基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要であり、各都道府県とイベント主催者等は十分連携しながら、地域の感染状況、イベントの性質、地域医療体制への影響等に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断することが求められる。

具体的には、各都道府県においては、別紙9「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」で示しているとおり、イベント主催者等に対して、屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うよう促すこと。

【接触感染】

- ・ こまめな手洗いの励行
- ・ 出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ ウィルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・ 人と人との触れ合わない距離の確保
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【飛沫感染】

- ・ マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・ 演者が発生する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・ 劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【マイクロ飛沫感染】

- ・ 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・ 同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合は1m）空ける
- ・ 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

関係各府省庁においては、本事務連絡に基づき、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定すること。また、今後も、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合には、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定すること。

なお、本事務連絡で示した考え方について、他の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

（2）都道府県との事前相談

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（2）に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

以上

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 松田・植田・磯・井上・寺井

直通 03（6257）3085

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について（概要）

【別紙1】

- 感染防止対策と経済活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と自安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
 - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内に緩和する。その他のイベント（ロククコンサート、スポーツイベント等）については50%以内（※）とする。
 - ② 人数上限については、5,000人を超える場合は、収容人数の50%までを可とする。

- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日より施行する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

会期	現在	屋内	屋外	収容率		人数上限
				50%以内	十分な間隔（* できれば2m）	
当面11月末まで	イベントの類型	大声での歓声・声援等が想定されるもの	大声での歓声・声援等がないことを前提としたもの	①収容人数10,000人超 →収容人数の50%	②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人	（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。
		・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、式典、展示会等	・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演、ライブ、ハーフトリトクラブでのイベント	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）	

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としたしうる／想定されるものの例

【別紙2】

大声での歓声・声援がないことを前提としたしうる例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声樂曲等）、歌劇、樂劇、合唱、吹奏樂、民族音樂、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート等
音劇	音劇
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	サッカー、野球、大相撲等
音楽	音楽
バレエ、現代舞踊、民族舞踊等	競馬、競輪、競艇、オートレース
音楽	音楽
雅楽、能楽、文楽・人形淨瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等	キャラクターショー、親子会公演等
音楽	音楽
講談、落語、漫談、漫才、奇術等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
音楽	音楽
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、入社式等	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
展示会	展示会
各種展示会、商談会、各種ショールーム	映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

(注) 上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものとして取り扱わない。

【別紙3】

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底（感染リスクの拡散防止）**
 - ・ **マスク着用の担保（感染リスクの拡散防止）**
 - ・ マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保
 - ・ **参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）**
 - ・ 参加者・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、有症状者の出演・入場を確認しておくこと等）
 - ・ 主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等
 - ・ **参加者の把握（感染リスクの拡散防止）**
 - ・ 事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウソードを入口に掲示すること等）
 - ・ **大声を出さないことの担保（大声の抑止）**
 - ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）
 - ・ スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
 - ・ **密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）**
 - ・ 入退場列や休憩時間中の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気
 - ・ **休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止**
 - ・ 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャバシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
 - ・ **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
 - ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせること
 - ・ **催物前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）**
 - ・ 公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進
- ※催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

【別紙4】

感染防止のチェックリスト

(1) 飲食・飲料販売場所等の開催の制限

- ① マスク着用の担保
 - * マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの
 - * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
- ② 大声を出さないことの担保
 - * 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
 - * 隆音の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
 - * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 動員・登録・申込等

- ③ ①～②の奨励
 - * ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）

(3) イベント開催の実施の制限

- ④ 手洗い
 - * こまめな手洗の奨励
- ⑤ 消毒
 - * 主催者側による施設内こまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ⑥ 換気
 - * 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑦ 密集の回避
 - * 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
- ⑧ 飲食の制限
 - * 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 - * 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ⑨ 参加者の制限
 - * 入場時の検温、入場を断つた際の扱い戻し措置
- ⑩ 参加者の把握
 - * 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - * 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
- ⑪ 催物前後の行動管理
 - * イベント前後の感染防止の注意喚起

(4) イベント開催の実施の制限

- ⑫ 入退場やエリア内の行動管理
 - * 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
 - * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
 - ⑬ 地域の感染状況に応じた対応
 - * 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
 - * 地域の感染状況の変化があつた場合は柔軟に対応
- (※) 本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

【別紙5】

コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提とし、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の判断により厳しい制限を課すこととも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者は各都道府県知事の判断により、各都道府県は感染状況やイベントの性質等に応じて、個別のイベント開催の方針を適切に判断。
- 全国的な感染拡大やガイドラインが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提とし、関係業界における感染拡大予防改定を呼びかける。
- 様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大やガイドライン改定を呼びかける。

イベントの性質 想定される イベント及び 収容率等	参加者の位置 ・入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定） ・参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）	【当面11月末まで50%（※）以内】	
		【100%以内】	【100%以内】
・大声での歓声・声援等がないことを前提としている ・クラシック音楽コンサート、演劇等、踊り、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等	・大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイントロダクション等	・大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイントロダクション等	・大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイントロダクション等
100%開催の 具体的要件		次の一いずれにも該当するもの。 ① これまでの当該出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われるものの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。	次の一いずれにも該当するもの。 ① これまでの当該出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

【別紙6】

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とする。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人ととの間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催の方針を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

イベントの性質	想定されるイベント（例）	開催要件
<ul style="list-style-type: none"> • 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 • 参加者が自由に移動できる • 名簿等で参加者の把握が可能 • 展示会（人数等を管理できるイベント） • 地域の行事 	<ul style="list-style-type: none"> • 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 • 参加者が自由に移動できる • 名簿等で参加者の把握が可能 • 展示会（人数等を管理できるイベント） • 地域の行事 	<ul style="list-style-type: none"> • 入場者が必要であるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人ととの間隔（1m）を要することとする。 • それ以外のものについては、感染拡大対策を前提として、ガイドラインに則った感染拡大対策を実施する。収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。

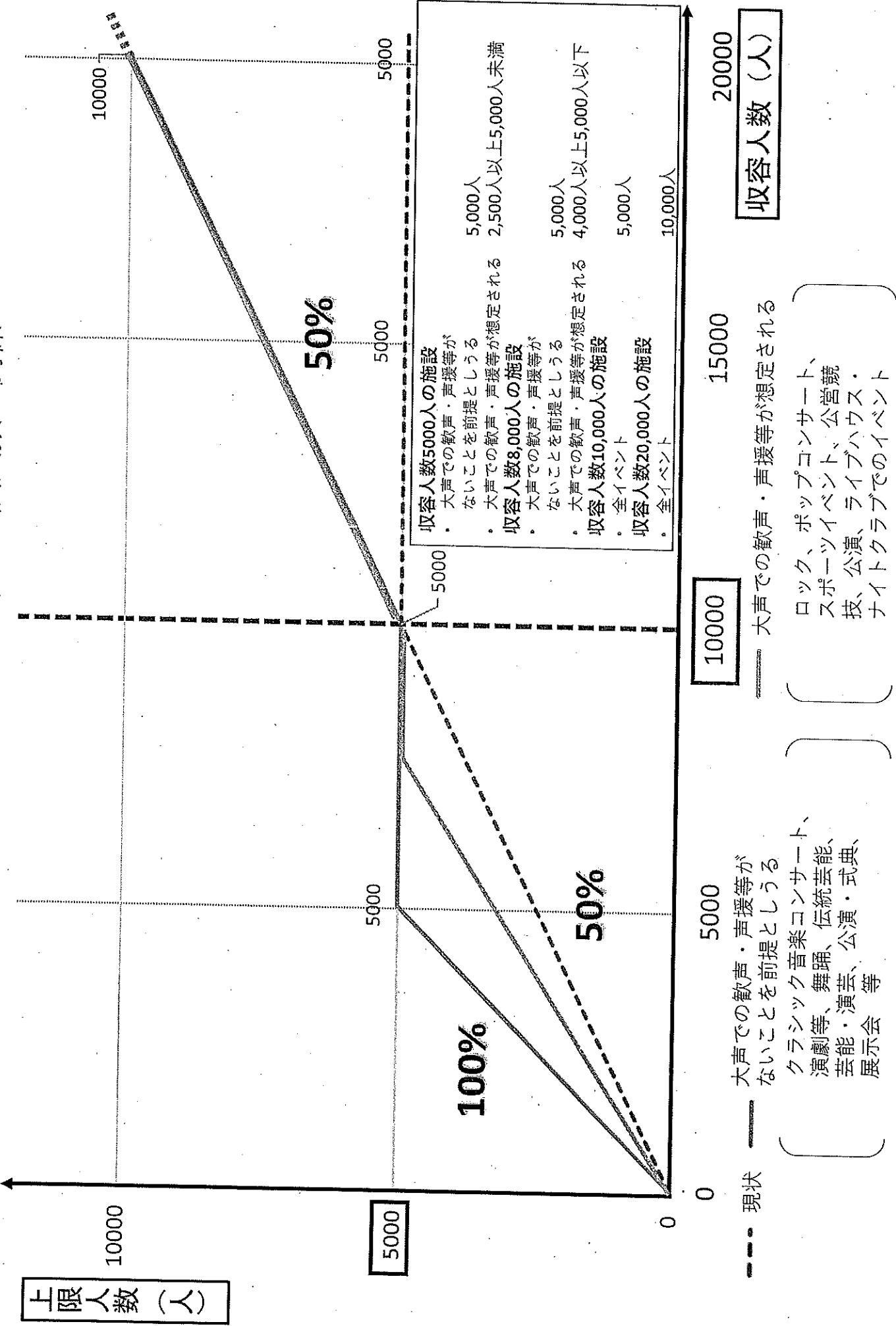
イベントの人数上限の目安（目安）

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした感染リスクは、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、**参加人数が増えるにつれて連続的に人数上限を引き上げること**とすることが可能になると考えられる。通常は具体的には、段階的に通路の通過やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されると考えられることを踏まえ、基本共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティに基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面1ヶ月未まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下とのときは、5,000人）として上限を設定する。また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。あり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関でのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや、全国的な感染拡大やイベントが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや、
- 全国的要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、**全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等について**は、クラスター対策が困難であることから、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促す。

人数上限	①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50%		慎重な判断
	都道府県	全国的	
②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人			
留意事項			<ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催に適切に判断。 ・ 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があつた場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請を行う。 ・ 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により隨時見直し。

【別紙8】

イベント類型と収容率・上限人数の関係



屋内イベントの開催の方針に関する検討会とりまとめのポイント

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合は、開催について慎重に判断。
- ・工ビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接觸した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

感染防止策

感染リスク

- ・感染者の飛沫（ $5\mu\text{m}$ 以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合（会場での飲食等）には、飛沫飛散が生じ
- ※感染リスク増加

飛沫感染

- ・感染者の飛沫（ $5\mu\text{m}$ 以上）の吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

マイクロ飛沫感染

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

感染防止策

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人との接触がない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
- ・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内の食事は長時間マスクを外すことなどが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

留意事項

- ・大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化
- （留意事項）
 - ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し等）
 - ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接觸確認アプリ（COCOA）導入等）
 - ・複合的な性質を有するイベントに開しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。